

議員全員協議会会議録

令和 2 年 1 1 月 1 1 日

宮 古 市 議 会

令和2年11月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(11月11日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
説明事項(1)	3
閉 会	16

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時

令和2年11月11日（水曜日） 午前10時

場 所

市議会 議場

○

事 件

〔説明事項〕

（１）１０６急行バスの路線見直しについて

出席議員（22名）

1番	白 石 雅 一 君	2番	木 村 誠 君
3番	西 村 昭 二 君	4番	畠 山 茂 君
5番	小 島 直 也 君	6番	鳥 居 晋 君
7番	熊 坂 伸 子 君	8番	佐々木 清 明 君
9番	橋 本 久 夫 君	10番	伊 藤 清 君
11番	佐々木 重 勝 君	12番	高 橋 秀 正 君
13番	坂 本 悦 夫 君	14番	長 門 孝 則 君
15番	竹 花 邦 彦 君	16番	落 合 久 三 君
17番	松 本 尚 美 君	18番	加 藤 俊 郎 君
19番	藤 原 光 昭 君	20番	田 中 尚 君
21番	工 藤 小 百 合 君	22番	古 舘 章 秀 君

欠席議員（0名）

なし

説明のための出席者

〔説明事項〕

（1）

企 画 部 長	菊 池 廣 君	公 担	共 当	交 部	通 長	山 崎 政 典 君
企画課長兼公共 交通推進課長	多 田 康 君	公 推	共 進	交 係	通 長	小笠原 雅 明 君
公共交通推進係 主 任	根 市 昇 君					

議会事務局出席者

事 務 局 長	下島野 悟	主 査	前 川 克 寿
---------	-------	-----	---------

開 会

午前10時 開会

○議長（古舘章秀君） おはようございます。

ただいまから議員全員協議会協議会を開会します。ただいままでの出席は21名でございます。会議は成立しております。本日の案件は説明事項1件となります。

内容は106急行バスに関する説明事項ということで、所管の常任委員長の意向を伺った結果、議員全員で説明を受けることが適切との結論に至り、全員協議会を開催することにいたしました。スムーズな議事進行にご協力をお願いいたします。

○

説明事項（１） １０６急行バスの路線見直しについて

○議長（古舘章秀君） それでは説明事項の１、106急行バスの路線見直しについてを議題とします。説明員の説明をお願いいたします。

菊池企画部長。

○企画部長（菊地廣君） おはようございます。それでは106急行バスの路線見直しについてご説明いたします。この件につきましては、先月26日の議員全員協議会の後、川井地域と新里地域に説明に入りました。説明会には、岩手県北自動車株式会社も出席いたしまして、全部で11地区を回り270名の住民の方の参加がございました。様々なご意見をちょうだいしたところでございます。

それを受けまして、先週11月6日に岩手県北自動車株式会社に出向きまして、路線見直しの交渉を行ってきました。その結果、岩手県北自動車株式会社から修正案の提示がございましたので、本日その内容の説明と市の対応方針についてご説明するものでございます。

修正案の内容は1日12便に変更はございませんが、12月からの運行について、各駅停車が平日4便であったものが5便、急行が平日8便だったものが7便とするものでございます。

また来年4月からの運行につきましては、準急としていた平日4便を各駅停車にして平日5便に、快速が平日8便から7便とするものでございます。詳細につきましては多田公共交通推進課長からご説明させていただきます。

○議長（古舘章秀君） 多田公共交通推進課長。

○公共交通推進課長（多田康君） はい。おはようございます。多田でございます。

それでは資料に基づきまして私のほうからご説明を申し上げます。おめくりいただきまして1ページ目でございます。106急行バスの路線見直しについてということで、部長から申し上げましたとおり、まず地区説明者の状況についてご説明を申し上げます。それから県北自動車から提案のありました修正案についてご説明申し上げます。それを踏まえて市の対応方針についてご説明申し上げようとするものでございます。

まず1ページ目の地区説明会の状況についてご説明を申し上げます。議員の皆様にも会場に足を運びいただきました。ありがとうございます。地区説明会の状況についてはごらんのとおりでございます。10月26日の月曜日の門馬地区からスタートいたしまして、この週は川井地区を回ってございます。翌週については、新里地区を回りました。川井地区においては門馬地区の44名、それから川井地区では70名のご参加をいただきました。それぞれ様々な意見をいただいたところでございますが、川井地区では179名のご参加をいただいております。翌週の新里地区については、91名のご参加をいただいております。関心の高さがうかがわれたという

ころでございます。

説明会での主な意見、様々ございましたけども、集約をいたしますと2点に絞られてきようかなというふうに考えてございまして、まずは1点目としては停留所についてということで、関心が高かった部分かなというふうに思っております。主な意見、主な部分だけ抜き出しておりますが、地区の拠点である茂市や川井の停留所には停車をしてほしいというようなご意見、それからあとは各停留所に停車する便ということで、各駅停車というような便も残してほしいというようなご意見でございました。それからあと定期利用だけではなかなかみ切れぬニーズとして、通勤で区間利用しているっていう方がいらっしゃいました。平津戸から鈴久名まで通勤をしてるっていうようなご意見ございました。そういう方々がなかなかし利用しがたくなるということで、各停留所に停車する便は必要であるというような貴重なご意見いただいております。それからあとは前回の提案ですと、早い便が8便、それから停留所が多い便が4便というような提案でございましたので、各停留所に停車する便の割合をふやしてほしいというようなご意見が多かったのかなというふうに思っております。

それから2点目、時間帯についてというような要望もたくさんご意見いただいております。午前中の便の盛岡行き、それから午後、夕方の宮古駅の便は必ず必要ですよというようなご意見ちょうだいしております。それから病院利用で盛岡へ通院されているという方から多くご意見をいただいております。今の案ですと12時の返しの便ということのご説明をいたしましたところ、12時では間に合わない、病院受診があると帰りの便としては14時、それから15時あたりが適当ではないかというようなご意見たくさんちょうだいしております。それから同じく各停留所で停車する便の最終時間が早過ぎるということでございました。最終便として16時の便を県北自動車の案としてご説明をいたしましたが、その時間ですとどうも時間合わないのではないかなというようなご意見をたくさんちょうだいしております。最終便、各停留所で停車する便としてほしいということで、遅い便について各駅停車のご要望がございましたということでございます。意見様々ございましたけども、簡単に要約するところというところだったのかなというふうなまとめでございます。

それから2ページにまいります。2番として路線見直しの案についてということでまとめてございます。部長からご説明いたしましたとおり、岩手県北自動車株式会社と交渉に当たっております。説明会の結果を踏まえ、県北自動車も同席をいたしましたので、意見の出方を見ながら改めて交渉の機会を持ったというものでございます。11月6日の金曜日に岩手県北自動車の本社、盛岡市において説明会の意見も踏まえ交渉してまいりました。主な論点としては、市の整理としてはこの三つでございます。

生活利用を考慮した各停留所での停車について検討しようということ、それから各停留所で停車する便の増便について交渉しようというところ、それから3番目としては説明会での意見・ご要望も踏まえた時間帯の設定について詰めていこうということ、交渉を行ってきたところでございます。

(2)といたしましては、岩手県北自動車株式会社からの提案ということで、この交渉の席上、先方のほうから修正案の提案がございました。まず106急行バスの現状について資料提供ございましたので、お手数ですが4ページ目をお開きいただきますでしょうか。106急行バスの輸送人員ということで資料提供ございました。先方から数字で提供されたものをちょっと見やすくグラフに加工し直したものでございます。昭和53年度からバスを運行してございますが、年度途中の運行というふうに聞いてございますので、53年度は年度途中の数字ということになってございます。輸送人員、それぞれの年度ごとの集計をとった表でございまして、ちょうど真ん中辺でしょうか、平成4年度がピークになってございます。年度の輸送人員、50万4,000人ほどを数えた年

がでございます。平成4年度と言えば三陸海の博覧会があったり、それから前の年度ですと、新幹線が東京まで通ったりというような時期でございます。このときをピーク以降、輸送人員が下がり続けているというような状況でございます。1番右の令和元年度においては22万9,000人ほどでございます。ちょうどピークの平成4年度と比べると2分の1以下というような状況になってございます。それから黄色の折れ線で書いたところでございますが、それぞれの便数、往復の便数を書かせていただいております。53年度のスタート時点だと6往復、6便でございました。それが57年度あたりから14便に増え、以下18便、20便、それからピークですと平成14年頃に24便を数えてございます。その後東日本大震災以降16便に減り、20便に増え、18便というような経過をたどってございます。今現在は12便ということになってございます。

資料2ページのほうにお戻りをいただければと思います。(2)の続きのほうから参ります。先ほどご説明いたしましたとおり、平成4年度から輸送人員というのは減少傾向にございます。ごらんのとおりでございます。令和元年度には平成4年度の45.5%まで落ち込んでいるというふうな状況でございます。現時点での収支についても、県北自動車からご説明ございまして、現在は収支均衡というようなご説明があったところでございます。

それから一方、県北自動車のほうでも106急行バスは都市間交通だけではなく地域路線として必要であるというような認識を持っているところでございまして、この認識に関しては宮古市側の考えと一致しているものというふうに我々はとらえてございます。その上で県北自動車から次のとおり修正案の提示がありました、というものでございます。先ほど部長から概要についてご説明をしたところでございますが①の部分でございます。

令和2年の12月からということで新区界トンネルの開通後でございます。各駅停車の便を平日5便、休日3便にしますということで、停留所の概要については現在の106急行バスと同じ運行ということになります。それから急行を平日7便設定しますということで、新区界トンネル開通後でございますので、新ルートのほうを通して、現在の停留所に置き換えますと去石から飛鳥口までは停車しない運行というような案です。

それから2段階目としては、令和3年の4月からということで、宮古盛岡横断道路の全線開通後の状況でございます。各駅停車を平日5便設定しますということで、これは新しい横断道、それからトンネル等を通らない現在の106急行バスと同じ停留所にとまる運行ということになります。各駅停車を平日5便、それから快速便ということで7便を設定するというので7便については、根市から川内それから平津戸から仁反田には停車をしない運行というような案でございます。

この案を図式化をいたしましたのが、5ページ目の別紙2ということになります。恐縮ですがお開きをいただければと思います。上のほうにバス停と便を書いてございますが、こちらが12月からの便というようなことで出された修正案でございます。青い帯のほうが各駅停車ということになりますので、これは現在の停留所を全部経由していくような便でございます。現在と同じ135分程度の運行になろうかというふうに思います。それから薄い緑のほうで書かせていただきました急行便の扱いでございますが、これは新区界トンネル開通後ということになりますので、去石から飛鳥口までは新区界トンネルのほうを経由するというので、若干の時間短縮が図れるということで120分程度での運行というようなものを予定してございます。これが12月からの案ということになります。便数の割合が変更になってございまして、前は8便と4便というような割り振りでございましたが、現在は7便と5便というような割り振りに修正になってございます。

それから下半分でございます。こちらが来年の春からの運行案でございます。快速便としてオレンジの帯を書いてございます。こちらの停留所の設定については前回の説明と変わってございません。宮古駅前を出て千

徳駅前まで行けば、あとの停留所は飛ばしていきながらやまびこ産直館でとまった後は、茶臼公園までまたとまらないということで、主に横断道路とトンネルを経由していくという早い便でございます。こちら前回の説明ですと、所要時間95分という説明があったところでございます。

そして次の青い帯で書かれた各駅停車便ということで設定をしていただいたのが、今回は全部の停留所を経由していくという案で修正がございました。前回ですと平津戸のトンネル部分、それから区界のトンネル部分については、新しい道路を通りますということで、通らなくなる停留所が発生するという提案でございましたけれども、今回修正がございまして、提案があったものについては各駅便ということになりますので、現在の106バスと同じ停留所を経由していくというような運行案でございます。ですから所要時間としては、現在と余り変わらない135分程度かなというふうに想像してございます。便の割り振りでございますが、これも同様に前回の提案ですと早い便が8便、遅い便が4便の提案でございましたけれども、修正案については早い便7便、それから各駅停車の便については5便ということで提案があったところでございます。こちらが今回県北バスから修正の提案があった内容ということになります。

再び資料のほう2ページにお戻りをいただければと思います。3番として宮古市の対応方針ということで、宮古市の受け止め、それからこれからの対応方針について若干書かせていただいております。宮古盛岡横断道路の開通により、106急行バスには次の二つの役割が求められますということで考え方を整理してございます。一つは地域の利便性を重視した宮古、新里、川井、盛岡等の拠点を結ぶ地域間バスという考え方。それから速達性を重視した宮古と盛岡を結ぶ都市間バスというような考え方、この二つの両立が重要であろうというふうに考えてございます。

106急行バスの現状、先ほどの営業状況とか考慮いたしますと、今回提示のあった運行割合、便数の割合については、岩手県北自動車株式会社の最大限の譲歩であるのではないかなというふうに我々は受け止めているところでございます。今後、その交渉協議の焦点というのは、各駅の時間帯ですね。停留所の時間帯、利用しやすい時間帯の設定、利便性を確保するための設定というのが重要な課題ではないかなというふうに捉えているところでございます。

次のページにまいります。そのために今後、新里地域づくり協議会及び川井地域づくり協議会とも協議を行ってまいりたいということで、地域の声を吸い上げていきたいというふうに考えてございます。それから地区説明会で貴重な意見、ご提言をいただいたところでございます。それらの要望を踏まえて、利用実態に沿った時間帯の運行となるように、県北自動車と引き続き協議を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

あと最終ページをちょっとお開きいただければと思います。6ページでございます。先週の交渉の際には県北自動車からは、時間帯の詳細な説明というか提案まではなかったところでございますが、前回の提案ですと宮古から盛岡行き、それから盛岡から宮古行き、それぞれのバスの運行の案ということで、青書きのところが県北自動車からの提案の部分でございました。宮古盛岡のほう、上のほうの表をごらんいただきますと、宮古駅前5時20分、6時5分という提案に対して地域の意見としては、これは必要ですよねというようなご意見でございました。

それからあとは6時5分を過ぎますと、次の各駅停車便が12時5分までないということで、午前中にもう1本ぐらい欲しいというのが、地域の大方の意見というふうに我々は捉えてございます。それから12時5分の提案については、先ほども申し上げたとおり通院利用とかだと12時5分では乗れないんじゃないかというような

ご意見ちょうだいしてございますので、ここを若干繰り下げることが必要ではないかなというふうに考えてございます。

それから16時5分の便の提案に関しては、これだとやっぱり早過ぎるということで、乗り遅れも考慮すると最終便のほうに各駅便を持ってきたのほうが良いのではないかなというのが、地域の大方の意見だったように我々は受け止めてございます。

それから下のほうが盛岡から宮古行きのバスの時刻表でございます。始発の1番のバス2番のバスについては各駅で必要というのが大方の地域の意見だったように思います。そしてあとは午前中にあいてしまうことについて、4時間、5時間ぐらい便がないことについて、午前中か夕方に1便ぐらい差し込んでくれないかというふうなご意見ちょうだいしてございます。

それから盛岡からの帰りの便について、12時45分では病院が長引いた場合とか、買物の都合でこの時間ではちょっと早いのではないかと。ですから設定するのであれば、13時の便もしくは14時の便が適当ではないでしょうかというようなご意見をたくさんいただいているところでございます。

それから各駅便の最終便として、盛岡発16時45分の設定でございますけども、高校生が乗りきれないのではないかなというご意見。それからお勤めになって通勤で使われてる方があるというふうなご意見ちょうだいしてございますので、この時間では早いのではないかと。ですから各駅停車を設定するには、最終便、今であれば18時45分の便に各駅停車を設定するべきではないかなというような地域意見いただいておりますので、そういうところを焦点に、これから県北バスと協議をしまいたいというような状況でございます。以上が前回の議員全員協議会からの説明後の経過となります。以上でございます。

○議長（古舘章秀君） 説明が終わりました。この件について何か質問があれば挙手願います。

松本尚美君。

○17番（松本尚美君） はい。まず2点。

1点は盛岡市との意見交換っていいですか要望等、これをどうつかんでいただいて11月の6日に県北さんとの交渉、盛岡市の方は参加していないと思われませんが、そこはどういう現状にありますか。

○議長（古舘章秀君） 山崎公共交通担当部長。

○公共交通担当部長（山崎政典君） 盛岡市にはですね、前回の全協の前かな、後かな、私と小笠原で一応行って情報交換をしまいました。その後、メールその他でやりとりをいたしまして、ただ盛岡でも柳川の説明会はまだ開いていないというような状況でした。

今回の交渉に当たっては、宮古市のみの基本的な考え方を踏まえた上で、その結果自体が盛岡にとってもプラスになるという考え方もございましたので、6日の県北バスの交渉の後、盛岡市にもこの交渉の内容の提案、県北さんからの提案については伝えております。したがって路線変更について、双方に文書の提出が求められておりますけれども、歩調を合わせて文章提出をしましょうということで、盛岡とは話をしてきたところであります。

○議長（古舘章秀君） 松本尚美君。

○17番（松本尚美君） はい、わかりました。とすれば今後その文書提出、文書を出すに当たって、歩調を合わせるということですが、前段で今回のその便数ですか、便数に関しては最大限県北さんがね、譲歩しているという評価がありますね。そうすると便数に関しては、盛岡市さんとはもう一致している前提で進めるという理解でしょうか。

○議長（古舘章秀君） 山崎公共交通担当部長。

○公共交通担当部長（山崎政典君） はい。県北にも盛岡の飛鳥、飛鳥口の利用実態を踏まえた時間帯設定は当然考えてほしいという話は、交渉の中でしてまいりましたし、まだ現時点では県北から具体的な時間帯の案は示されておりませんが、その点は双方でチェックをする形になると思います。

それから文書案の基本的な考え方は、新しい宮古盛岡横断道路のほうを通る路線を新たに設けるということに関しての文書で、覚え書きというような内容ではございませんので、その文章の中で何便決まったというような内容の文章ではなく、あくまで宮古盛岡横断道路を106急行バスが通るということを、宮古市と盛岡市から要請してほしい。当然その文書の中には、現道を通る部分も確保してほしいという内容は入れ込むということで進めております。

○議長（古舘章秀君） 松本尚美君。

○17番（松本尚美君） はいわかりました。別紙の3ですね、6ページの部分でちょっと先ほど課長の説明で、これはどう理解していいのかなあっていうのは、地域の声として盛岡宮古の部分ですけども、宮古盛岡の部分ですけども、12時05分の宮古駅前初のバスが通院される方にとっては早いという説明でしたよね。これどう受け止めればいいのか。通院とすれば、基本的には私も午前中早い時間に行って、帰りの時間盛岡宮古がね、早過ぎるっていうんであれば、それは何となく理解できるんですけども。午後の便が早過ぎるっていうのは、どう理解すればいいですかね。

○議長（古舘章秀君） 多田公共交通推進課長。

○公共交通推進課長（多田康君） はい、ご説明が足りなかったかもしれません。12時5分発のバスだと、例えば県立宮古病院であるとか、市内のクリニックからバス停まで歩いてきても、なかなかこうぎりぎりになってしまうと、もしかしたら間に合わないんじゃないかという懸念を持ってらっしゃる方が多いです。ですから12時5分ではちょっと早いので、そのあとに設定してくださいということです。この時間帯ですと14時5分になってますけども、12時5分ではちょっと乗りきれないおそれがある、乗り遅れるおそれがあるというようなご心配を多数いただいているものでございます。

○議長（古舘章秀君） 田中尚君。

○20番（田中尚君） はい。今日の報告の説明の大きなポイントはですね、報告の中にもありましたが、県北バスさんとすれば最大の譲歩をしていただいたという報告をいただいております。そこはそことしてこの間の担当職員の皆さん方の住民説明会という住民の皆さんの声も背景にですね、県北さんと交渉してこういう譲歩を得たと。そういった意味では最大の譲歩だという理解は、ある程度、私もそうかなあと思って聞いているところであります。

そこで私が伺いたいことが2点であります。前回、山崎部長のほうから説明のあった部分でありますけれども、この道路の管理形態ですね。これは管理区分がまだ決まってないと、具体的なことを言うと、除雪をどこでやるんだという問題もあるというふうな懸念も示されましたんですが、そこはどういうふうに捉えたらいいのかですね、伺いたいと思います。

○議長（古舘章秀君） 山崎公共交通担当部長。

○17番（松本尚美君） 現時点でその管理区分は、まだ我々としても情報が入っておりません。3月までは当然106は県管理という形になると思いますし、新しい道路については、整備した岩手河川国道事務所、あるいは三陸国道事務所、そういったものが担当するという形にはなると思います。来年令和3年度の冬季間、そこま

ではそういった部分の決着はつくかと思いますが、市長の判断としては各駅便が残った以上、場合によっては区界地区の除雪に関しては、市がやることもありうるだろうという考えは市長は持っております。

○議長（古舘章秀君） 田中尚君。

○20番（田中尚君） そこで今の部分とも、もしかしたら関連するかもしれませんが、山崎部長の説明によりますと、盛岡市と一緒にいわれる盛岡横断道路の部分ですね、つまり新しい道路という表現が妥当かどうかはさておきまして、要は県北バスさんが陸運事務所から許可をいただいているのが現在の道路であります。さらに今回令和3年度以降開通ができるこの道路についての免許を取ろうとしていると、私はそう理解するんですが、そうしますと部長は、路線を新たに設けるといふようなお話をしておりますので、そういった意味では県北バスさんは、宮古盛岡間のこの道路の上でバスを走らせる、つまり営業しますという際の陸運事務所からの許可路線、ルートとして二つ認可を得ようとしていると、そういう理解でよろしいんですね。

○議長（古舘章秀君） 山崎公共交通担当部長。

○公共交通担当部長（山崎政典君） 現道を通る部分については、既に岩手運輸支局から認可をいただいております。新たに開通する宮古盛岡横断道路の部分であっても、路線が変更になりますので、今後106急行バスというのは二つの路線を走るバスなんだと、そういうご理解をいただいたほうがわかりやすいと思います。

つまり、宮古盛岡横断道路を走るバスは、都市間バスで快速。106号を走るバスは地域間バスで各駅に停まると。これまでは昭和53年から40数年間、もう現道しか通っていないわけですから、106といえばもうそういうイメージがあるわけですが、宮古盛岡横断道路の開通によって今回、こういう二つの考え方でいかなないとなかなか理解が出来ないし、最終的には住民周知に当たっても、そういう二つの路線なんだというご理解をいただくことが、県北にとっても地域にとってもいいことかなあというふうに思っております。

現在の県北の106利用状況、今後とも伸びるという予測は、ほぼ不可能というふうに考えております。マックスで地域間利用が3割と見ても、十二便に3かければ3.6、すなわち4便。そのうち朝の2便という夕方の1便は必須ですので、1便しかない4便では、それでは地域から出た要望をクリアするための時間帯設定が不可能だということで、県北との交渉においてはこの4を5にということを中心として交渉した結果、県北さんも地域バスの必要性というのは11ヶ所の説明会について十分理解されたというふうに思いますので、最終的には県北さんも地域間を走るバスを5便ということで了解をいただいたという交渉内容でございます。

○議長（古舘章秀君） 田中尚君。

○20番（田中尚君） 大変わかりやすいご説明をいただきました。

いずれ利用実態に即した路線の実現のために、引き続き努力をしていただきたいということを申し上げて終わります。

○議長（古舘章秀君） 竹花邦彦君。

○15番（竹花邦彦君） はい。2点ほど私のほうはお伺いをしたいというふうに思います。

一つはですね、12月以降、現道を通る路線、現道を通る現在のバス停を通っていくということになりましたから、かなりそういった意味では、前回の提案に比べると、県北バスさんも譲歩いただいたのではないかなというふうに思います。

そこで問題は、12月以降は急行での利用実態がどうなっていくかというのが一つ大きなポイントになってくる。4月以降は、来年の4月以降は快速、ここの対応だというふうに思います。そこで最初にお伺いをしたいのは、12月から新しい区界トンネルが出来て、急行については新しいトンネルを通っていくということになり

ますので、現実問題としては、この急行による影響が出ていくのは去石から区界が通らないということになるわけです。現在の利用実態からいくと、つまり、新区界トンネルを通過していく急行バスについて、この去石から区界の方々、特に5便はですね、現在のあれを通っていくということになりますから、余り影響が出ないのかなというふうには思いますけれども、そこらへんの利用実態からいって、新区界トンネルを通っていく急行、ここの現実的な利用実態からいって影響は余りないのだというふうに市のほうとすれば考えているのか、あるいは県北さんも含めてですね、ここら辺はどうなのかというところをお聞きしたい。つまり、やっぱり利用実態から影響が出てくるよということだとすれば、その急行利用をするための、何らかの手だてが必要になってくるわけですが、余り影響がないということであればね、案どおりで構わないだろうというふうに思いますが、そこら辺の認識をまずお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（古舘章秀君） 多田公共交通推進課長。

○公共交通推進課長（多田康君） はい。地域説明会でも様々なご意見をいただいております。100人いれば100人の意見があるところでございまして、主に通院利用、それからお買物の利用みたいなお話をたくさんいただいております。通勤、通院の実態、門馬地域でもアンケートを実施したようでございます。全世帯に向けてアンケートを実施して、どの時間帯のバスを使ってらっしゃいますかということで、回答も集めたというふうに聞いてございます。その実態等を見ると、ほぼほぼ先ほど提案のあった案、それから今後交渉していきたい案のところで集約されるのではないかなというふうには考えてございますが、全く影響を受けない人がないということはないはずなので、そこは考慮していきたいとは思っておりますが、なるべく利便性の良いところに便を設定することで、ある程度のニーズというものは、吸収できるのではないかなというふうに考えてございます。

○議長（古舘章秀君） 竹花邦彦君。

○15番（竹花邦彦君） ここで利用実態もちょっと言葉が悪いですけども、多くの方々が現実に利用しているという状況ではないというふうに私も受け止めておりますけれども、ちょっとそこのいずれにしても、新区界トンネルのルートを通ることによっての現地の利用実態からいってどうなのか。ここをやっぱ少し一つ、多分、県北さんの見直し案で十分なのかなというふうには思いますけれども、ちょっとそこが懸念されたのでお伺いをいたしました。

2点目です。1番はやはり来年4月以降の快速等々のところが、1番大きな見直しのポイントだろうというふうに思います。そこで、現実に今のバス停を通る路線が1便ふえますけれども、快速については前回の、当初の見直し案どおりになっているわけです。つまり、新里地区の拠点である茂市あるいは川井地区の拠点のバス停である川井、ここには停まらないという、そういう方向になっているわけです。つまり新里や川井の方々は現実問題として、やまびこ館には停まりますけれども、ほぼ快速については使えない、バス停に停まらないという状況になるわけです。住民説明会等の中でも意見が出てましたけれども、例えば川井の方々については、だとすればやまびこ館まで、つまり乗り継ぎで使えるように何らかのバス等を手配して運行するとかですね、そういったことも必要ではないかという意見もありました。

こういった、仮に茂市・川井等に停まらないといった場合に、一つはそこについてどう市とすれば受け止めているのかというのが一つ、ちょっとこの認識をお伺いしたいということと、仮に原案どおり県北さんが示されたとおりでいくとすれば、そこに何らかの快速が使えるような手だてというものについて、検討をするといえますか、そういった研究・検討する余地等がこれから、市の中でそういった部分も検討されていく考えがあ

るのかないのか、この2点についてだけお伺いします。

○議長（古舘章秀君） 多田公共交通推進課長。

○公共交通推進課長（多田康君） はい。まず1点目でございます。合併前の村の中心であった茂市と川井の扱いでございます。住民説明会でその地区を回ってございますので、たくさんの意見をちょうだいしてございます。特に重要だというふうに我々考えているのは、地域バスとの乗り継ぎの件でございます。川井地区であれば川井の地域バスが340号沿い走っておりますので、小国のほうから来て乗りついで宮古病院に行ってるんだよねっていう方々から、たくさんご意見をいただいております。

それから新里地区については、先月10月から地域バス走ってございます。それも乗り継ぎを前提とした地域バスでございますので、その乗り継ぎの便について、最大限配慮していきたいと思っておりますし、この案でいきますと4月以降も各駅便に接続をしていく。それから、各拠点のＪＲと接続を考えていく、それから新里であれば、岩泉・茂市線もございます。それから県北の茂市線もございますので、そういうものとの接続するのは、最大限配慮していかなければならないのではないかなというふうに考えてございます。

あとはこの5便の設定、それから使いやすい時間帯での便の設定で、どのような利用形態に変わっていくかというような推移を見ていきたいというふうに思っておりますので、現在のところ快速便に接続する手だてで具体的な案とかプランを持ってるわけではございません。まずは状況を見てですね、利用実態等を踏まえて、これからの検討は続けていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（古舘章秀君） 藤原光昭君。

○19番（藤原光昭君） はい。るる説明をいただきました。

地域説明会等々でもそれぞれ、私もできる限り参加させていただきました。その中ですぐ翌日に、なんか本社に出向いたようでございまして、最終的に今報告があったように、県北さんでのかなりの譲歩を、前向きの譲歩、便数もそうですが、いただいたという。これは前向き、かなり前進をしたなというふうには評価をいたします。

ただそこで、それぞれ地域説明会でも、いろいろご意見がございました。ここでその県北との交渉の結果、5便、1便ふやしたと。こういうことでございますが、今報告を受けた感じを見れば、盛岡行きもう1便、いわゆる朝の5時台、6時台では早過ぎる。そういう声も結構あっただろう。午前中の便もう1便、増やしてほしいと。こういうのは切実に新里でも川井でもあったというふうに私は認識をいたしてございます。そこで、朝の5時・6時台の分も、これは通常は1便だけになるわけですね。日曜日というのはもう当然これは走らないわけですから。そうすれば午前中に1便の早いだけのというのは、若干問題があるという思いをして聞くわけですが、1便ふやした5便目を、現在のところこのダイヤに考えているのか。先ほど来のお話であれば若干、これを検討の材料というふうに思っているようですが、実際に5便、1便増やすのをどこの便を考えていらっしゃるのですか。

○議長（古舘章秀君） 多田公共交通推進課長。

○公共交通推進課長（多田康君） はい。これからの交渉次第ということもございますが、基本的な考え方については先ほど別紙3のほうでご説明をしたとおりでございます。地域説明会の状況とか見ますと、皆さんから押しなべてご意見あったのは、全便とまでとは言わないけれども、2時間から3時間ぐらいに一本は欲しいよねっていうのが、正直な皆さんのご意見だったというふうに考えてございます。ですからこの別紙3の表で見ますと、白い隙間があいてる部分に、適切に振っていくことが大事なんではないかなというふうに考えてご

ざいまして、基本的な考え方はこの赤字のほうで書かせていただいたとおりでございます。宮古盛岡の盛岡行きであれば、この午前中すかつとあいてる部分に、どこかに入れていくことになるんだろうなと思ってございますし、12時の便は後ろのほうに、もしかしたらずらすことになるのかなと。それから4時の便は、もう少し後ろの最終便のほうにというような考え方で現在、交渉を続けてまいっております。

○議長（古舘章秀君） 藤原光昭君。

○19番（藤原光昭君） 考え方はわかりました。

それぞれ利用する方によっても時間帯、このダイヤにそれぞれ違いはあると思うんですが、やっぱり大方、それぞれ利用する主体、それから新幹線もそうです、盛岡の用足しもそうです、病院もそうです。いろいろ配慮しての考え方が今されました。いずれこの中のうちのどこのかという部分で増便をというような考え方、それは理解をいたしました。

そこで先ほど来、県北さんではこれが最大限の譲歩かなあという、ここにも書かれているんですが、それで、これからの考え方として地域に、地域協議会にも説明をしていきますと。こういうことも、ここに話されました。そこで地域協議会に、やっぱり今ここに我々にはかかっているとおり、こういう形で県北さんはもう最大限の譲歩、これが最大限かなという一方で、これから地域協議会と入って協議をし、これからそれを受けて交渉していきますと、こういうふうにも受けとられるわけですが、これから地域協議会に入ってどういう意見を受けて、恐らく地域協議会のメンバーも地域説明会にかなり入っていらっしゃる。だから地域協議会で形式的に中二階の意見を、その経過をたどるということではないだろうと、このように思うわけですが、いずれにしても地域協議会と協議をし、これから交渉に向かうということですから、また地域の人たちがこれで本当に納得したと、1便ふやしたからいいというふうには私は思えませんのでね。そこら辺をどのように、今後の進め方も含めて、ただいつまでもだだらだということではないでしょうから。いずれにしても結論を出すという時期が、遠からず急がなきゃならない部分もあるのを思っただけの話ですが、いずれこれからの地域協議会、地域とはどういう話し合いを持って、どういうこれからの行動をね、活動・行動をしていくのかも含めてお話いただければと思います。

○議長（古舘章秀君） 多田公共交通推進課長。

○公共交通推進課長（多田康君） はい。1ページでご説明したとおり、地域回りを先日させていただきました。我々としては議会に説明した後、即地域に入ろうということで設定をいたしたところでございますが、残念ながら地域づくり協議会を招集するいとまがなく、地域にはいつてしまいました。様々なご立場の方々からおしかりを受けたところでございます。まずは地域づくり協議会に説明するべきだというようなご意見もいただきましたし、直接早く説明に来て感謝の念もありましたし、それから説明会に来ていない方も多数いるんだがどうするつもりだ、というような厳しいご意見もいただいたところでございます。

ですので、まずはひと通り地域を回ってご本人の意見、それから代弁をされた方の意見、おおむねの意見は聞きとらせていただいたというふうに我々はとらえてございます。それで交渉に臨んで、ある程度の譲歩をいただいたところでございますので、基本的に便数についてはこの案で地域づくり協議会のほうにご説明をしたいと思っております。これからの協議の焦点、調整の焦点っていうのは、やはり時間帯の設定であろうというふうに考えてございますので、地域づくり協議会のほうにもそういう説明をさせていただきたいと思っております。

地域づくり協議会のほうで、いやいやこの場ではもう駄目だねと、地域ちゃんとしてしっかり回って意見聞きなさいというお話であれば、またそこは考えていく余地もございまいしょうが、まずは地域づくり協議会のほう

にご説明をしたいというのが現在の考えです。

○議長（古舘章秀君） 藤原光昭君。

○19番（藤原光昭君） はい。今の時間帯も含めてということですが、ある程度、これが最大限の譲歩の形だということを示しながら、そしてまた1便ふやした分について、利用面でダイヤの時間帯どこにしたらいいのかというものを率直に承ると。基本的に大方便数を増やす可能性、それを求めてまた再交渉をまだ続けていきますということも残ってるわけですか。

○議長（古舘章秀君） 山崎公共交通担当部長。

○公共交通担当部長（山崎政典君） 6日の県北の交渉で前回、県北さんがなぜあのような案を出してきたかというのが、おぼろげながら見えました。先ほど説明したとおり、一つは利用者の減少です。収支均衡という話でしたが、今後収支均衡よりは、赤字という方向性が見えている中で、新区界トンネルが開通したことでこれまで冬場に106に乗っていた方が自家用車でも行けるんじゃないのと、県北のほうの106から離れてしまう。その心配があつて県北さんは速達性のほうを重視したダイヤを、前回示してきたわけです。

ただ、地区のご意見を聞いて、やはり地域間バスとしての必要性も認めたわけで、そこが私が交渉した中でいうと、4から5の部分の中で、正直言って最大限かなと。したがって、今後は先ほど言った快速便へのつなぎというのは、竹花議員にもお答えしましたが、将来の課題として例えば新里地区は現道がある墓目とか、川井地区の一部は湯ったり館、湯ったり館じゃなくてやまびこ館。あるいは区界方面の方は、黒沢とか特定の停留所に快速に乗りたい人を集めるので、そこだけは停まってほしいという交渉の余地は残されていると思います。

ですから新里は、現時点でも地域コミュニティーバスが走っていますので、今後もそういった個別の利便性の向上という部分については余地はあると思いますが、ただそれをもって便数を今度6にしろとかという形をとるよりは、現実的には宮古市がそれなりの手段を講じて、特定のバス停留所に新里・川井地区の方を誘導するのが適切な方向だというふうに考えております。それについては、こちらのほうも早急にいろいろと策は講じてまいりたいと思いますが、新里は若干可能ですけれども、川井はこれから川井地域のバスを考えようという矢先だったものですから、なかなか12月、4月への対応は難しいということで、こういうふうになったものです。したがって、そういった余地はあるということだけは、ご理解はいただきたいというふうに思います。

○議長（古舘章秀君） 藤原光昭君。

○19番（藤原光昭君） はい。考え方は理解をいたしました。

そこで前の説明のときもそうだったと思うんですが、直行便。川井にしても新里にしても、直行便も利用をしたいなという部分も結構あったというふうに理解をしています。そこで県北さんのほうから、直行便の2便ぐらいいは停まってもいいですよという話は受けていますというのを聞いた記憶があるんですが、今回ここには見えないんですが、本社との交渉の中で、直行便、墓目で停まる、大沢で停まる、大沢でなくて黒沢。この部分は交渉には、今回は入れていなかったのかどうか。県北さんのほうでは、それは停まってもいいですよという話は、なされたと聞いてだったんですが。

○議長（古舘章秀君） 山崎公共交通担当部長。

○公共交通担当部長（山崎政典君） 県北さんのほうから話が あつたのは、最終的には黒沢のみでした。ただ、それも特定の便ということになりますと、正直言ってそれ以外の現道を走る便で何でそこだけという不思議な

話になってしまいます。ところが今度は各現道を走るところ全て停まれば、それは快速ではないという話になります。県北さんは速達性と同時に何で特定の場所にしか停まらないかという、定速性を確保して燃費をよくして、経費を削減しようという狙いも快速便の中ではございます。ですから、先ほどお話ししたとおり各地区満遍なくフォローするためには、特定の停留所に市が利用者を運ぶシステムを構築するしか、県北さんとの交渉の余地はないというふうに思っておりますので、今回その余地は残しながら、快速はあくまでやまびこ館以外の宮古市街地と盛岡市街地だけしかとまらないということについては承諾をいたしました。

○議長（古舘章秀君） 藤原光昭君。

○19番（藤原光昭君） はい。今話を聞けば黒沢、盛岡さ限りなく近いわけですから、あの地域説明会等でも川井からもかなり強烈な意見が出だったというふうな記憶があります。新里でも当然あったわけですが、それは快速でも川井一つ、茂市に一つというのは絶対必要だというのも、これも当然耳にしていると思います。それが今度の交渉に委ねると。こういう話もございました。いずれそういうところで、そんなに出了ときは、今現状の中で現道を通る墓目であれば、これはやむを得ない、当然。けども墓目についても今回それがなされなかったと今お話されたわけですが、いずれ墓目に停まるとしても、暫定的ですよ。いずれもう道路の事業化が決まってるわけですから。いずれは墓目も全然停まらなくなる。

今後のことを考えれば、必ず茂市では直行便も、停まったって3分、1分。川井合わせでもせいぜい6分。そんなに急いで1分、5分、10分急いで何だ。いつも宮古市長はね、ワンチームって言ってんです。ワンチーム。地域間交通、忘れられでは困る。確かに都市間交通でこれも大事だ、道路もそのとおり。それが1便、2便だら何も言わない。この地域間交通も、同時に同じような目配りをし、地域の配慮がそういう部分を考えればね、これからのことになるかもわかりませんが、いずれ340号線もそうです。茂市は絶対に直行便、川井も一つ。そして今、現道の去石の停留所も宮古寄りに寄せてくる。新里、茂市、川井、これには直行便も1便か2便は必ず利用して、早く行ける便にも活用できるように、各駅でなく。そういう配慮は同時に絶対必要だ、これは私は譲れない。そういう思いで地域を代表していますけれども、いずれ地域を忘れられでは困る。ワンチーム、ワンチームは中心がよくなればいい、それに寄れ。これがワンチームではない。川井も一つの団体、新里も一つの団体だったんだ、過去は。今は何をやってもワンチームって言うてる、宮古ワンチーム。地域のこともワンチームとして考えていただきたい。

これから地域協議会でもやると思いますが、いずれにしてもこれで収めようというふうにあっては、私は収まらないというふうに思います。これからの交渉に委ねることですから、そういうことも十分配慮して、利便性を図れるように住んでいる人の地域のことも考えで、そして本当の地域公共交通の在り方というものに収めていただきたい。終わります。

○議長（古舘章秀君） 松本尚美君。

○17番（松本尚美君） はい。ちょっと確認をさせていただきたいです。

先ほど、田中委員のですね、今度の横断道路の管理区分の話、除雪っていう部分も出ました。担当部長からは、この区界地区については、除雪は市長が判断で、宮古市がやってもいいんじゃないかっていうニュアンスのお話をされましたけれども、これは緊急の課題でも当然あるんでしょうけれども、年度内に関してはそれぞれが、国県がやるんじゃないかっていう話ですけども。先々の問題なんですけど、来年度以降の問題かもしれない、私は以前から申し上げてるのはですね、この管理そのものを宮古市は、現道をですね、現道を受ける必要ない、受けるべきではない。そのように申し上げてきたんですね。過去には昭和53年の11月に全線開通し

た後に主に川井村さん、新里村さんはないかな、旧道をですね、今市道になってる部分、それを受けてるわけですね。ですから今度この現道を受けるっていうことになる、大変、宮古市にとっては大きな負担になるということで受けるべきではない。だから確認なんですけれども、市長の頭の中にはこの区界のエリアだけっていうことでしょうけれども、除雪だけ宮古市が請け負ってやるっていうことなのか、それとも管理する全体の中でそういった考えが頭をよぎっているのかどうか、そこをまずしっかり確認したいですね。

○議長（古舘章秀君） 山崎公共交通担当部長。

○公共交通担当部長（山崎政典君） 松本議員、私は道路管理を受けるということは一言も言っておりません。ただ、除雪で最悪の場合が生じたときに、宮古市がやることもあるのではないかと見通しだけの話です。道路の管理区分のことを言っているわけではございません。

現道を通してくれというふうに要望した以上は、一定の役割分担も必要だろうということで、市長がその管理区分とは全然違う問題ですから。あくまで、特に朝早い便が通るわけですね、現道を。そうしたときに県とか国が間に合わない可能性もあるから、そこら辺は宮古がやってもいいんじゃないかっていう、市長のそういう考え方で、全く管理とは全然違う話です。同一にしないでいただきたいと思います。

○議長（古舘章秀君） 松本尚美君。

○17番（松本尚美君） そうだとは思いますが、除雪そのものですね、これは管理の範囲内なんです。だから今の段階でね、宮古市が最悪の場合っていう前提なのかもしれませんが、そういう前提であっても可能性を示しては、私はいけない。あつては駄目だ。これは宮古市だけではなくて、盛岡市も当然、これは市境の西側っていいですか、東西に分かれてますけれども、これは影響してくるわけですから、そういったことを今発言すること自体ではないというふうに思います。

○議長（古舘章秀君） 山崎公共交通担当部長。

○公共交通担当部長（山崎政典君） 大変失礼しました。除雪の部分は削除していただきたいというふうに思います。これでよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（古舘章秀君） 工藤小百合さん。

○21番（工藤小百合君） 私からも何件かちょっと質問させていただきます。

1番最初にちょっと当局に質問したいのは、この地区説明会の日程なんですよ。県北バスさんから当局にどのようなタイミング、どのような時期でこういうお話が来たのかということからお聞きしたいです。

○議長（古舘章秀君） 公共交通推進課長。

○公共交通推進課長（多田康君） 県北バスから見直しの提案を最初にいただいたのは9月の10日、これは前回の議員全員協議会の際にも申し上げているとおりでございます。それから最初にいただいたお話っていうのはなかなかアバウトな話でございましたので、その詳細を確認する作業に大分日数を要したということで、おわびも含め前回ご説明したとおりでございます。

○21番（工藤小百合君） 議長。

○議長（古舘章秀君） 工藤小百合さん。

○21番（工藤小百合君） その説明は前にも聞いたんですけども、ただ地域に入っただけの説明会がこの日程で例えば1回で終わるじゃないですか。取りあえず地域に入っただけ、もう本当のこの地域の方々に対しては本当にこれからの生活がどう変わるかわかんない状況の中で、この説明会というのを、もっと何回も何回も説明して、地域の方々のご意見を聞いて、どうしたらいいかというのを、市も吸い上げていかなきゃならないと思うんで

すけれども。この1回限りの説明会の中で、例えば停留所とか時間帯について、こういう意見が出ましたっていうことは、このとおり書いてありますけれども、本当に地域の方々がいろんな地域の方々の声、もっといろいろいっぱいあったと思うんですよ。その地域の方々の声が、なんかこれだけ見ると見えてこない。地域の方々の声は、見えない声は、どういうところで市は反映する、皆さんのためにこういうことがあったというのをいつ交渉するんですか。

○議長（古舘章秀君） 多田公共交通推進課長。

○公共交通推進課長（多田康君） 我々の資料の取りまとめ方も、ちょっと乱暴だったかもしれません。それぞれの地域1時間半とか2時間かけながら、様々ご意見ちょうだいしてきたところでございます。なるべく広い意見をとって、例えば夜の時間帯を設定した会場とか、それから昼の時間帯設定した会場とか、様々ちょっと我々なりに工夫をしながらやってきたところでございます。

先ほど申し上げたとおり、ご自分の意見としておっしゃる方もいらっしゃいましたし、うちの近所のおばあちゃんがついていうお話をされる方もいました。あとは社協さんの立場で来ていて、うちの関わってる方がこういうことで困ってますということの代弁をされる方もたくさんいらっしゃいましたので、ある程度の集約は出来たものというふうに考えてございます。

ただ手法としてもっといい手法があったとか、もっと回数重ねるべきではなかったかというのは、それは我々の反省として受け止めたいと思いますが、大まかな意見集約は我々としてはやったものというふうに認識をしてございまして、ある程度の課題は絞られてきたなというところが見えてまいりました。

○議長（古舘章秀君） 工藤小百合さん。

○21番（工藤小百合君） 当局としては、ある程度の集約が出来たと思うかも知れませんが、問題を抱えている地域の方々は、そうは思っていないと思うんですよ。やっぱりさっき地域の藤原委員さんがおっしゃったように、地域の声は本当に深いものがあるんです、気持ちの中で。やっぱり県北さんが当初示した時間帯の案を、地域協議会の声を聞いて、当局が外向いて交渉して、例えば便が変わりましたって。それは県北さんが最大限の配慮をしたって先ほど当局からの説明がありましたけれども、私はそう思いません。県北バスは策士だと思います。このくらいのを示して、そして次はこうやるっていうのは、私はちゃんと計画どおりにあったのではないかなと私の中ではそう思ってます。こう出たら次はこうやれば、地域の方々はこのぐらい譲歩したんだから、これでいいだろう。これで何かこう次に物を言っても、もうこれ以上のことは出てこないだろう。そういうような最大限の配慮をしたと印象づけるための、今回の提案じゃないかなと。私は個人的に思ってます。

だからこれでいいではなくて、もっともっと地域の方々の声を反映して、県北さんの向こうは会社ですから、赤字をしてまでも営業するわけではないんです。けれどもやっぱり地域の足を、今まで県北さんは担ってきたわけですから、地域の声をもう少しどのぐらい県北さんが取り入れてくれるのか。無理なことは言ってませんけれども、ある程度のことで折り合いがつくくらいの情報、交渉ができるのではないかなと思ってますが、当局のほうは、そうなんですけれども、確認です。どうでしょうか。

○議長（古舘章秀君） 多田公共交通推進課長。

○公共交通推進課長（多田康君） はい。ご指摘はそのとおり我々として受け止めます。

会場でもございました。例えば70人来た川井地区、川井地区で70人っていうのはちょっと予想してなくてですね、実はおいでになった方もたくさんいらっしゃいますけど、会場の椅子が足りなくて急遽、近くの公民館

から椅子を持ってきて出したっていうような、ばたばたぶりでした。ですので皆さんの熱気・熱意というのは十分に受け止めたところでございます。ここでも今夜やっても足がないから、そもそも足がないから来れない方もいるんだということを主張されている方がありました。もっともだと思います。夜の7時にやって、川井のこのセンターに来なさいって言うても来れない方もいるっていうのは重々承知してございます。

ただ、それぞれ地域の声、先ほど申し上げましたとおり代弁をしてくださることで、ある程度の声は聞いたと思ってございます。ただ、先ほどのワンチームの話ではないですけど、1人も取り残さないようにやっていきたいとは考えてございます。意見集約の方法、それから手法については、これからも我々の研究課題だと思ってございますので、なるべく丁寧な説明と意見聴取はやってまいりたいというふうに考えてございます。

それからあと後段の県北バスさんの対応については、真意というのはわからないとでございますけども、我々としては地域の利便性も大事です、速達性も大事です、それから路線を守るっていうことも大事ですね。ですから無理難題を言って、県北さんに全部をかぶせてしまうということはやっぱり避けなくてはならないし、後で市としても何らかの手当てなり対策ってのは必要なのかもしれない。まずは路線を守るっていうことも大事というふうな視点で考えてございますので、その辺の折り合いをとっていくっていうことが肝要なのではないかなと考えてございます。

○議長（古舘章秀君） 工藤小百合さん。

○21番（工藤小百合君） 課長の考えも当局の考えも十分理解しておりますけれども、市長はみんなの住民の声を聞かないうちは同意しないということをおっしゃってましたけれども、同意しない、するにしてももう少し県北さんと住民の方と、やっぱりある程度のところで、この辺であればどっちも折り合いがついてある程度ウインウインでいくのかな、みたいな感じで行くのであればいいんですけども。なかなかふだん地域の方々の生活状況が一変してしまうという、この今回の路線ですので、そういう部分では地域の方々の生活が大きく様変わりしないような形でこのバス路線について、当局も骨折ってくださいということでございます。以上です。

○議長（古舘章秀君） そのほか、藤原光昭君。

○19番（藤原光昭君） 先ほども答弁をいただいております。確認をいたします。それは、これから地域づくり協議会等と協議をするということを話されました。その内容について若干話されたんですが、確認をいたします。

これから向こう地域協議会との今後の向き合い方、考え方、我々に今日お話ししたものをこの方向でいかざるを得ない、若干考えや意見を聞いて手直しはあるけれども、ほぼこの形でいかざるを得ないという向かい方をして臨むのか、それともまたそこでいろいろ出てきたものも含めて、これからの対応によって、それから行動していくという考え方、そこら辺をどういう向かい方でこれから臨むのか、地域協議会と。そこを最後確認いたします。

○議長（古舘章秀君） 多田公共交通推進課長。

○公共交通推進課長（多田康君） いかざるを得ないというような表現は、ちょっと本日もやってございません。取りあえず県北バスから修正案が示されましたということでご説明をしたいと思ってございます。

あと市の受け止め、それから県北の提案とも、これからの焦点というのはやっぱり利用しやすい時間帯の設定であろうというふうに考えてございます。ここは地域の方々のお声を反映した形で、十分な交渉・協議をしてみたいというふうに考えてございますので、その旨を本日も同様ですけども、その旨を地域づくり協議

会にご説明するつもりでございます。

○議長（古舘章秀君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（古舘章秀君） なければこの件はこれで終わります。

説明員は退室してくださいお疲れさまでした。

〔説明員退出〕

○議長（古舘章秀君） 予定していた説明を全て終了いたしました。

次にその他に移ります。皆さんから何かございますか。

なければ事務局より連絡がございます。

局長。

○議会事務局長（下島野悟君） はい。事務局よりお知らせいたします。

市が主催いたします催しものについてのお知らせです。皆様に既にご案内が行っておるかと思いますが、まず11月25日に叙勲、褒賞受賞記念祝賀会のご案内でございますが、例年でございますと、全議員に案内が行っているところでございますが、今回コロナ対策ということで縮小開催ということになっておりまして、ご案内が正副議長とそれぞれの常任委員会の委員長、議運の委員長、広報編集の委員長、各委員長までのご案内となっておりますのでよろしくお願いいたします。

あと、次の日、11月26日、市政功労者の表彰式がございます。これにつきましては、全議員にご案内が行っているかと思いますが、それで出欠につきましては、欠席の場合のみ連絡をいただくこととしているということのようでございますので、欠席連絡のない議員は出席扱いというふうなことで、総務課のほうで取り扱っているようでございますので、よろしくお願いいたします。

あと最後もう一つ、来月12月の19日、宮古市新市15周年、川井村合併10周年の記念式典が予定されております。式典につきましては、全議員にご案内が行ってると思います。それで式典終了後お茶会というのが予定されておりますが、これにつきましてはご案内は正副議長と、先ほど申しました各委員会の委員長への案内というふうに聞いておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（古舘章秀君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（古舘章秀君） なければこれをもって議員全員協議会を閉会します。お疲れさまでした。

午前11時17分 閉会

○

宮古市議会議長 古 舘 章 秀